

福山市建設工事等入札参加者審査会設置要領

(設置)

第1条 本市が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（上下水道局所管のものを除く。以下「建設工事等」という。）の入札及び契約事務の適正化を図るため、福山市建設工事等入札参加者審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 請負設計金額が3,500万円以上の建設工事及び1,000万円以上の測量・建設コンサルタント等業務で、競争入札を行おうとする場合の入札参加資格要件の設定に関する事。
- (2) 請負設計金額が130万円以上の建設工事及び50万円以上の測量・建設コンサルタント等業務で、随意契約により契約を締結しようとする場合の契約の相手方の選定に関する事。
- (3) 請負設計金額が1億5,000万円以上の建設工事の入札参加資格の審査に関する事。
- (4) 共同企業体に発注する工事の選定に関する事。
- (5) 入札参加資格者の指名除外に関する事。
- (6) 総合評価方式の対象とする建設工事等の選定、福山市建設工事総合評価方式試行要綱（平成20年4月1日施行）第8条に規定する落札者決定基準の設定、低入札価格調査にかかる審査及び落札者の決定に関する事。
- (7) すべての入札金額が、基準価格をもとに、0%から0.3%未満の許容範囲内において任意に電子計算機が算出した額を下回った場合で、1以上の入札金額が基準価格以上となった場合における落札者の決定に関する事。
- (8) 工事成績条件付一般競争入札の対象とする建設工事等の選定に関する事。
- (9) 建設工事自社施工型の対象とする建設工事等の選定に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、審査会で審議することが必要と認められる事項に関する事。

(組織)

第3条 審査会は、委員をもって組織する。

2 委員は、建設局長及び次に掲げる職にある者をもって充てる。

建設局参与、建設管理部長、土木部長、農林土木担当部長、都市部長、建築部長、建設政策課契約担当課長、工事主管課長

(専門委員)

第4条 総合評価方式に係る必要な意見等を聴くため、専門委員を置く。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから市長が選任する。

3 専門委員は、当該総合評価方式に係る必要な意見等の聴取が終了したときは、解任され

るものとする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置く。

- 2 会長は、建設局長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 会長不在のときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 会長は、特に必要がある場合は、前条に規定する委員以外の者を委員に指名することができる。

(運営)

第6条 審査会は、会長が必要に応じて招集する。ただし、必要と認めるときは、会議に代えて回議によることができる。

- 2 審査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開催することができない。
- 3 審査会の会議は、非公開とし、何人もその内容を他に漏らしてはならない。
- 4 審査会は、必要に応じ、委員以外の職員の出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(会議に付する議案の作成及び配布等)

第7条 会議に付する議案は、建設政策課契約担当課長が作成し、委員に配布するものとし、会議終了後直ちに回収して廃棄するものとする。

(報告)

第8条 審査会は、審査した結果を速やかに決裁区分に応じて市長又は専決権限を有する者に報告しなければならない。

(審査会の庶務)

第9条 審査会の庶務は、建設局建設管理部建設政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2009年（平成21年）年10月13日から施行する。

附 則

この要領は、2010年（平成22年）10月12日から施行する。

附 則

この要領は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2020年（令和2年）7月1日から施行する。

